

平成29年度  
第2回

北薩地域の県管理河川における  
水防災意識社会再構築協議会

北薩地域振興局建設部

# 「水防災意識社会の再構築」に係る経緯

平成27年9月

## 関東・東北豪雨災害

平成27年12月

## 社会資本整備審議会 答申

「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」～社会意識の変革による『水防災意識社会の再構築』～が答申される

### 国管理河川

『水防災意識社会再構築ビジョン』として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において平成32年度目途に水防災意識社会を構築する取り組みを行う。

平成28年8月

## 東北・北海道豪雨災害 (台風7・11・9・10号)

H28.9 石井国土交通大臣

「水防災意識社会の再構築」を『県管理河川』へ拡大表明

平成29年1月

## 社会資本整備審議会 答申

「『中小河川』等における『水防災意識社会の再構築』のあり方について」が答申される。

### 県管理河川へ拡大

『都道府県管理河川』においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築。

## 鬼怒川堤防決壊(関東・東北豪雨 H27.9.10)

鬼怒川関連被害

- ・死者2名
- ・全壊54戸、大規模半壊1,649戸
- ・床上166戸、床下3,376戸



決壊区間航空写真(H27/9/11撮影)

## 岩手県小本川(台風10号 H28.8.30)

小本川及びその支川での関連被害

- ・死者9名(高齢者施設)
- ・床上558戸、床下44戸





●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

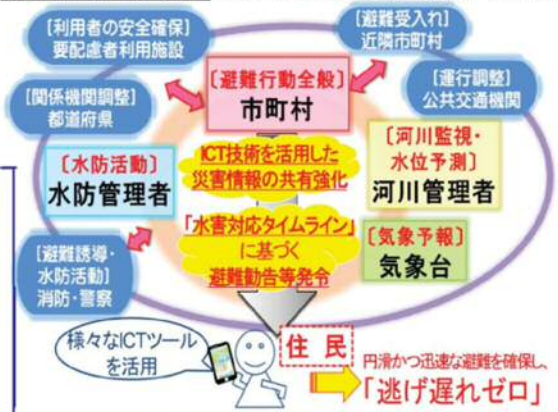
1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※(約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

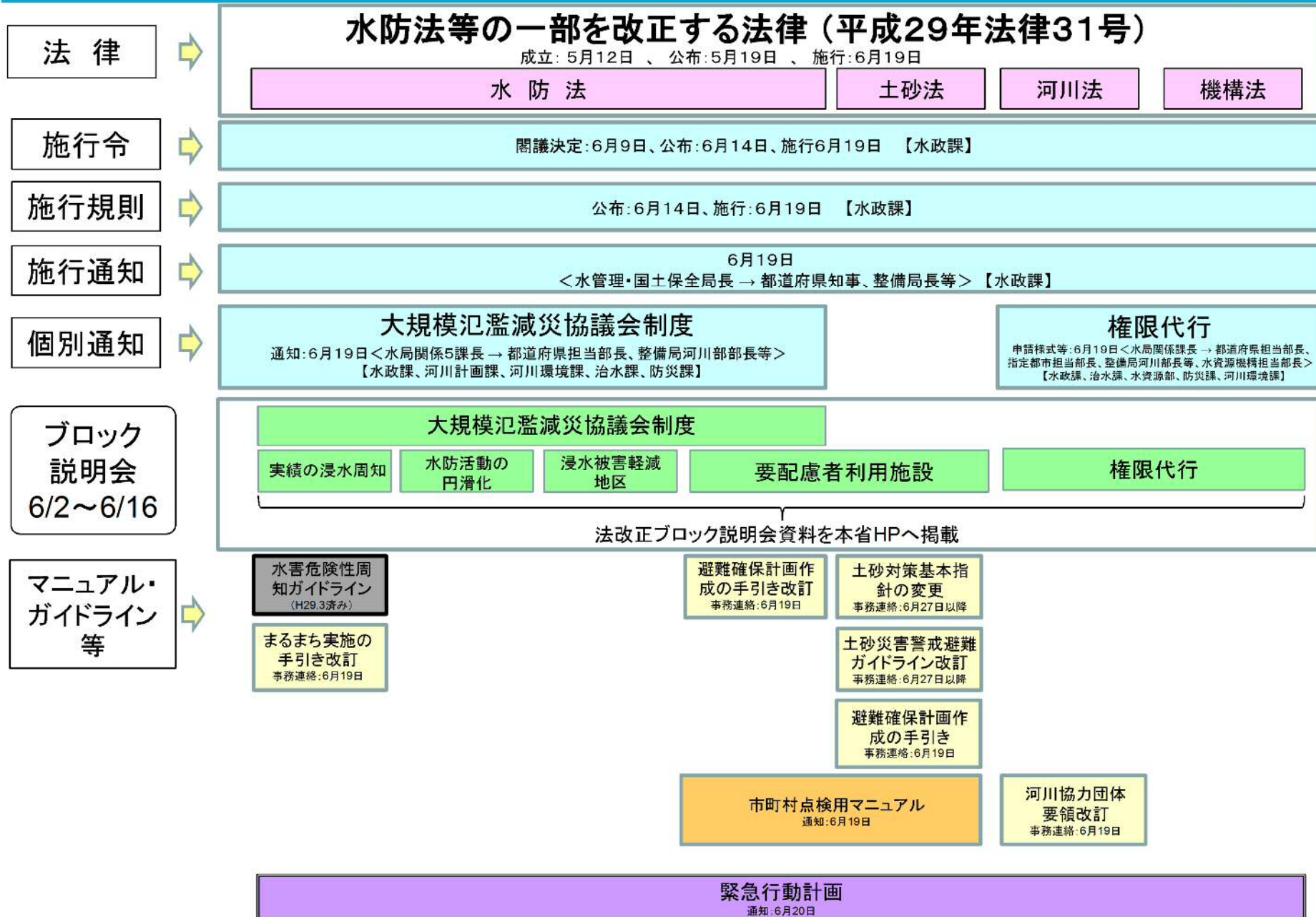
※ 現行協議会は法施行後に

法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み



# 水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成



平成29年6月20日

水管理・国土保全局河川計画課

「<sup>みずぼうさい</sup>水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました  
 ～「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速～

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

#### <緊急行動計画とは>

- 国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申\*を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

#### <緊急行動計画における主な取組>

- ① 水防法に基づく協議会の設置
  - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
  - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ② 水害対応タイムラインの作成促進
  - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
  - ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
  - ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施



協議会の状況

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/daikibohanran/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/daikibohanran/index.html)

#### <問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室  
 課長補佐 木村 (内線：35364)  
 施策評価係長 安部 (内線：35328)  
 代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8445 FAX：03-5253-1602

# 対象河川(2級河川)位置図



北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会  
対象河川(2級河川)位置図



北薩地域振興局建設部管内図



北薩地域振興局	104河川	1級河川	65河川	2級河川	39河川
北薩局(1級河川)	65河川	北薩局	65河川	北薩局	8河川
北薩局(2級河川)	8河川			出水市駐在	27河川
出水市駐在(2級河川)	27河川			甕島支所	4河川
甕島支所(2級河川)	4河川				

○ 北薩振興局(河川課)……………指定河川の小流域

# 危機管理型水位計の設置について

12者(プロジェクトチーム)が開発



革新的河川管理プロジェクト(第1弾)における洪水時に特化した低コストな水位計設置状況  国土交通省

No.9 日立製作所・オサシ・テクノス



No.6 坂田電機・応用地質・NTTDコモ



No.5 日油技研工業



No.2 河川情報センター・応用地質



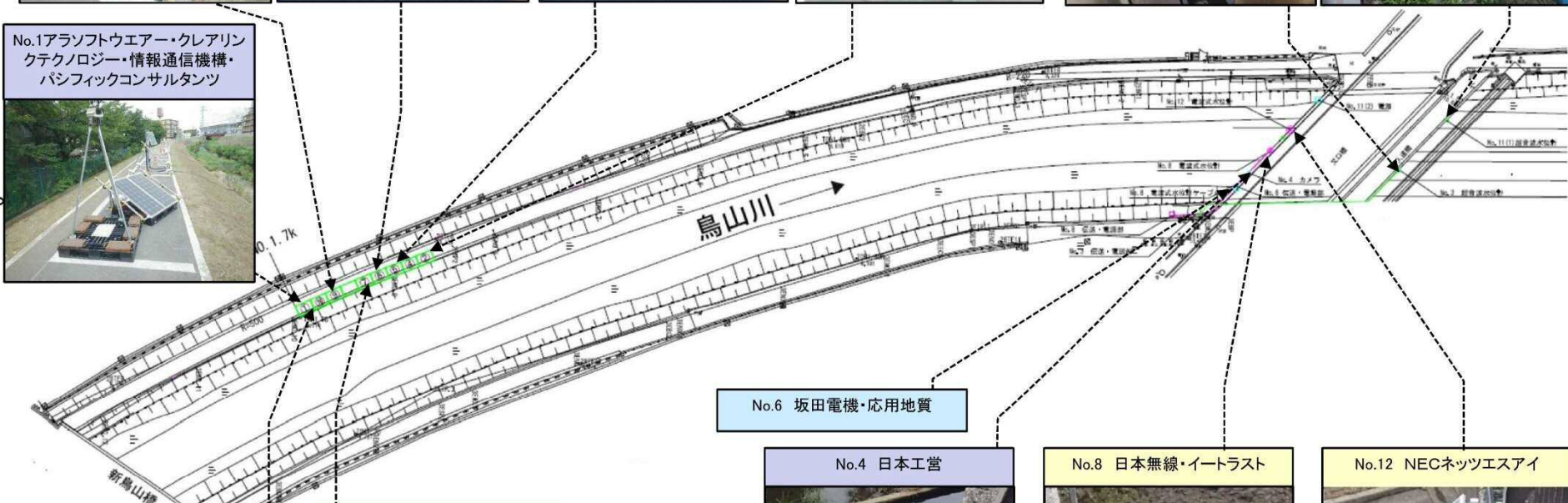
No.3 東建エンジニアリング・東京建設コンサルタント



No.11 富士通・沖電気・河川情報センター



No.1 アラソフトウェア・クレアリンクテクノロジー・情報通信機構・パシフィックコンサルタンツ



No.6 坂田電機・応用地質

No.4 日本工営



No.8 日本無線・イトラスト



No.12 NECネットズエスアイ



No.10 富士通・ソニック



No.7 日本アンテナ



緊急点検を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクト（洪水時の水位監視）

避難の状況判断や河川計画等の策定のための水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現況把握が困難であることから、水位把握の必要性の高い中小河川において、洪水に特化した低コストの水位計(危機管理型水位計)を設置し、近隣住民の避難を支援。

**対策箇所** 約5,800箇所(約5,000河川) (事業費 約110億円) (注)事業費には直轄区間での対策費を含む

人家や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所

対策の内容・効果

**危機管理型水位計の設置**

<危機管理型水位計の概要>

洪水時の水位観測に特化した  
小型で低コストの水位計

※従来型の 1/10以下のコスト  
(100万円/台以下)

※長期間メンテナンスフリー  
(無給電5年以上稼働)

**<水位計の設置数>**

※都道府県等の管理区間に限る

年度	設置数
H25	約5,000
H29	約5,200
点検結果	約11,000

**活用イメージ**

洪水氾濫の恐れの高い箇所

河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所

重要施設等がある箇所

水位計の設置箇所

(水位情報の配信イメージ)

洪水時に特化した低コストな水位計

通信モジュール

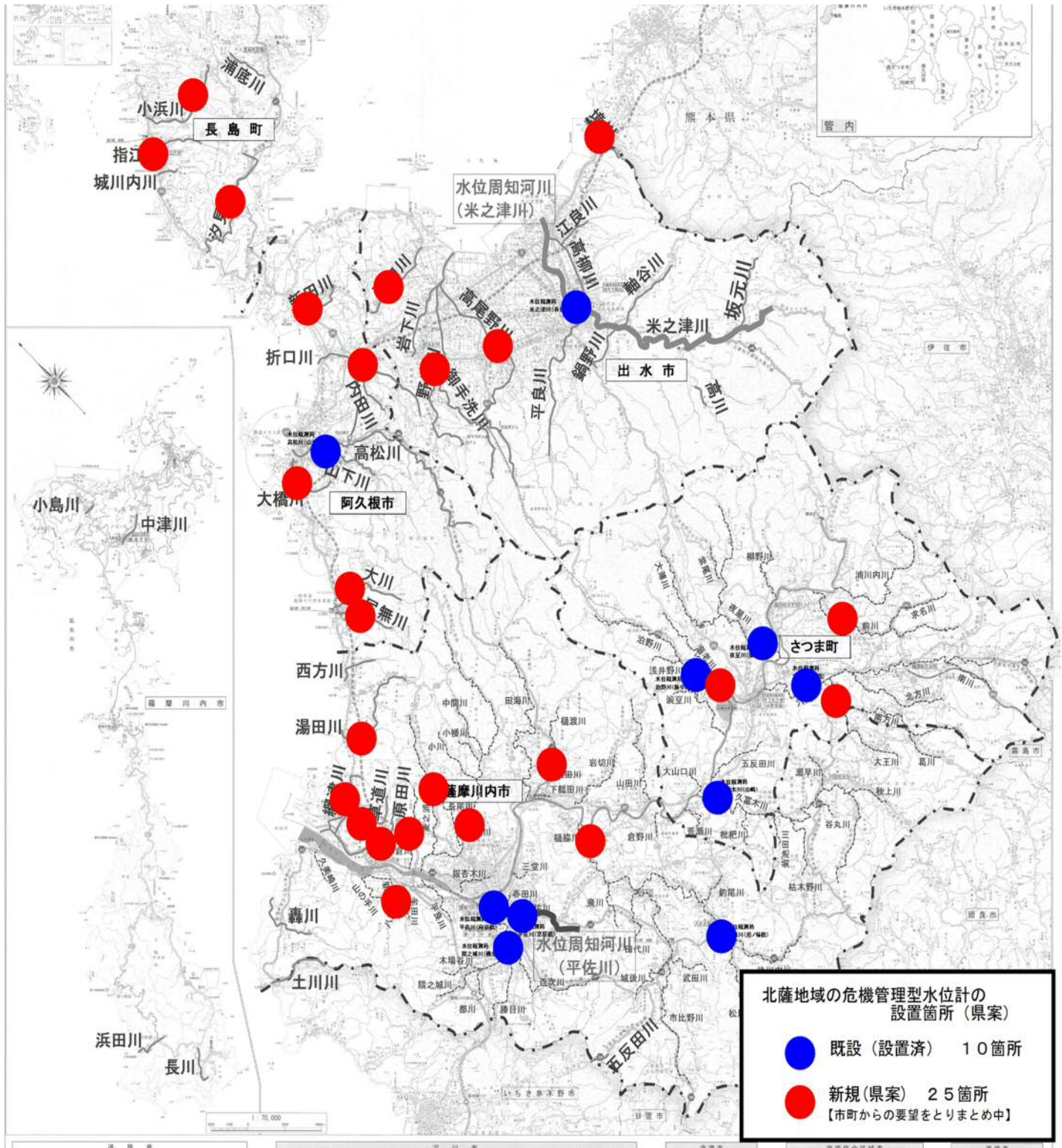
HPで公表

地方公共団体、河川管理者、住民 等

近隣住民や要配慮者の避難を支援



とりまとめ中



# タイムラインについて

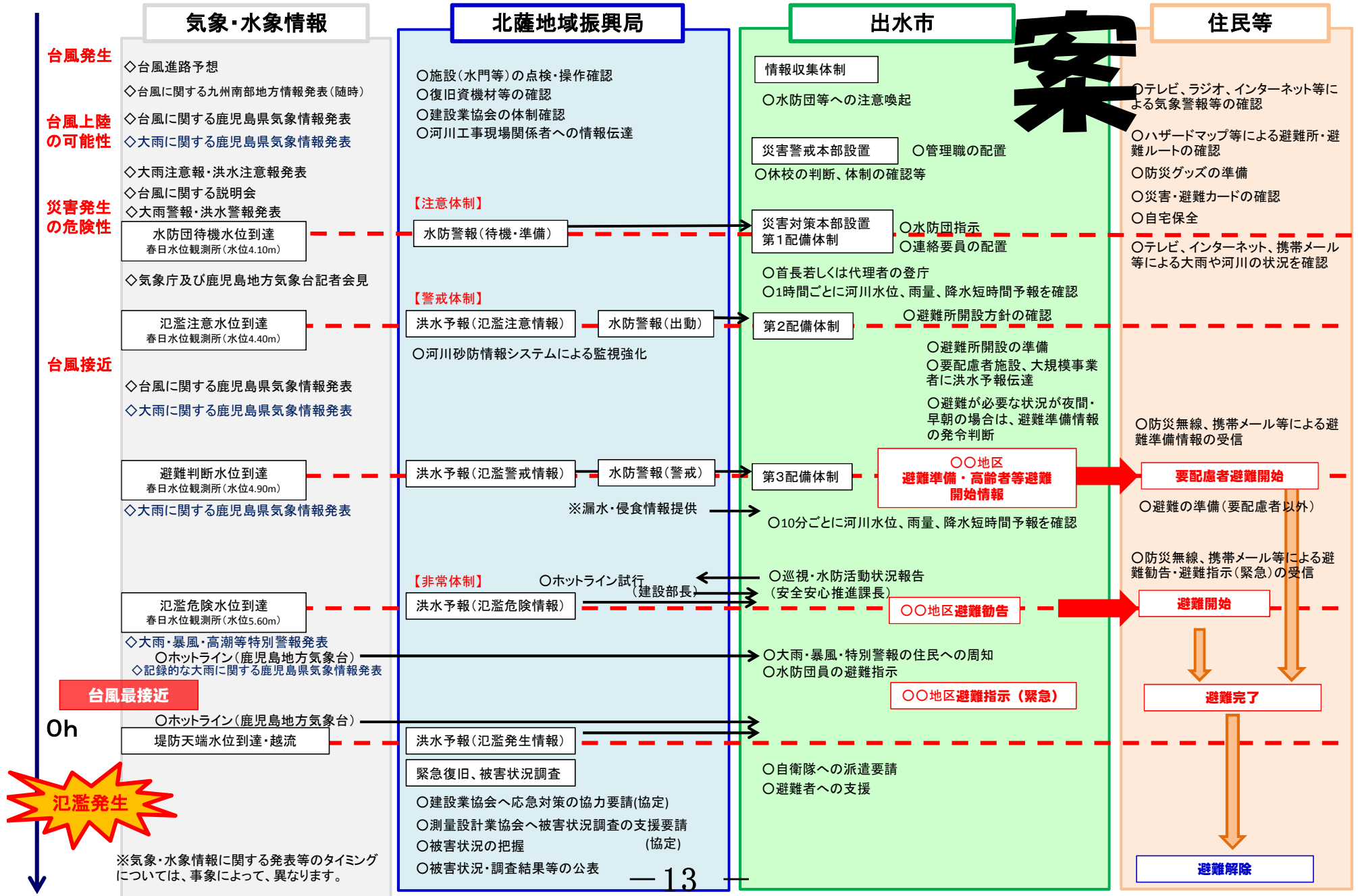
米之津川



河川名：二級河川米之津川 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、県管理河川(洪水予報河川・水位周知河川)沿川の観測所名：春日橋水位観測所 市町村の避難勧告等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)

(平成30年3月 日作成)

案



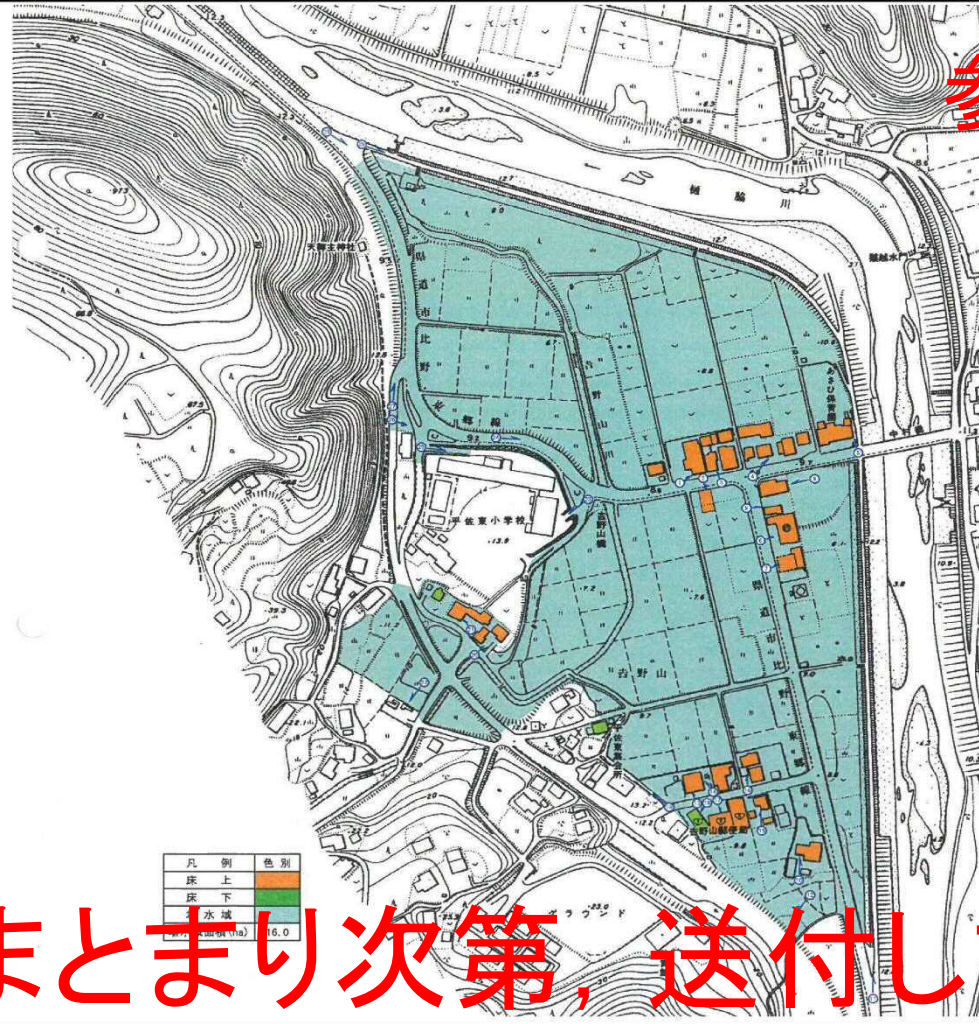
# 浸水実績等の周知について

## 浸水実績の提供



浸 水 実 績 等 の 周 知

河 川 名	樋脇川	注 意 事 項
被 災 年 月 日	平成18年7月22日(北薩豪雨)	・被災箇所の市町村名は、当時の市町村名となっています。 ・浸水原因、範囲等は、被災時の現地調査、聞き取り等によるものです。
被 災 箇 所	薩摩川内市中村町中村地内	
浸 水 原 因	樋脇川の溢水	



参考(事例)図

まとめ次第、送付します。